

# 住宅用家屋証明申請書

令和 年 月 日

いちき串木野市長 殿

- 租税特別措置法施行令
- (1) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅以外
      - (ア) 新築されたもの
      - (イ) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (ウ) 新築されたもの
      - (エ) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定低炭素住宅
      - (オ) 新築されたもの
      - (カ) 建築後使用されたことのないもの
  - (2) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (ア) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (イ) (ア)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

【申請者】 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

【所有者】 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

## 記

所在地	
建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得年月日	平成・令和 年 月 日 <small>※所有権移転の日。(1)の(ア),(ウ),(オ)に○印で囲んだ場合は記載不要</small>
取得の原因 <small>(移転登記の場合に記入)</small>	(1) 売買 (2) 競落
所有者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m <sup>2</sup> 1階以外 m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup>
構造	<small>※建築後20年超25年以内に取得された家屋の場合のみ</small>
耐火性能 <small>(区分建物の場合のみ記入)</small>	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 <small>((2)(ア)の場合記入)</small>	円
売買価格 <small>((2)(ア)の場合記入)</small>	円

# 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (1) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅以外
    - (ア) 新築されたもの
    - (イ) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
    - (ウ) 新築されたもの
    - (エ) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定低炭素住宅
    - (オ) 新築されたもの
    - (カ) 建築後使用されたことのないもの
  - (2) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (ア) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (イ) (ア)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

【申請者】 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

【所有者】 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

## 記

所在地	
建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得年月日	平成・令和 年 月 日 <small>※所有権移転の日。(1)の(ア),(ウ),(オ)に○印で囲んだ場合は記載不要</small>
取得の原因 <small>(移転登記の場合に記入)</small>	(1) 売買 (2) 競落
所有者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m <sup>2</sup> 1階以外 m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup>
構造	<small>建築後20年超25年以内に取得された家屋の場合のみ</small>
耐火性能 <small>(区分建物の場合のみ記入)</small>	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 <small>((2)(ア)の場合記入)</small>	円
売買価格 <small>((2)(ア)の場合記入)</small>	円

令和 年 月 日

いちき串木野市長 中屋 謙治 印

## 住宅用家屋証明申請に必要な書類一覧

区分(根拠法令等)	要件	添付書類
<b>(保存登記)</b> 租税特別措置法第72条の2 課税標準額＝不動産価格 本則4/1000→1.5/1000 <b>長期優良住宅1.0/1000</b> <b>(新築住宅)</b> 租税特別措置法施行令 第41条(a)、(c) 個人(建築確認申請の名義人) が新築したもの	1. 個人が建築した住宅用家屋で、 新築後1年以内の住居用家屋	・確認済証又は検査済証 ※注1 ・登記事項証明書又は登記済証
	2. その家屋を新築した個人が居住 の用に供すること	・住民票の写し ※注2
	3. 延床面積が50㎡以上のもの (専用住宅に必要な別棟の付属車 庫・物置等の面積を含む)	(未入居:住民票が異動されていない場合) ・ <b>申立書 ※注3</b>
	4. 店舗等を含む併用住宅の場合 自己の居住部分が9割以上のもの	(認定長期優良住宅第41条(c)) ・優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書の写し
	5. 区分家屋の場合は、耐火又は 準耐火構造	
<b>(保存登記)</b> 租税特別措置法第72条の2 課税標準額＝不動産価格 本則4/1000→1.5/1000 <b>(移転登記)</b> 租税特別措置法第73条 課税標準額＝不動産価格 本則20/1000→3/1000 <b>(未使用住宅)</b> 第41条(b)、(d) 建売住宅等(建築業者から 取得した新築家屋)	1. 個人が居住用に取得し、取得後 1年以内の住宅用家屋で未使用	・確認済証又は検査済証 ※注1 ・登記事項証明書又は登記済証
	2. その家屋を取得した個人が居住 の用に供すること	・住民票の写し ※注2
	3. 延床面積が50㎡以上のもの (専用住宅に必要な別棟の付属車 庫・物置等の面積を含む)	・売買契約書、売渡証書(競落の場合、代金納付期限 通知書等)
	4. 店舗等を含む併用住宅の場合 自己の居住部分が9割以上のもの	・未使用証明書(直前の所有者又は取得に係る取引 の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者)
	5. 区分家屋の場合は、耐火又は 準耐火構造	(未入居:住民票が異動されていない場合) ・ <b>申立書 ※注3</b>  (認定長期優良住宅第41条(d)) ・優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書の写し
<b>(移転登記)</b> 租税特別措置法第73条 課税標準額＝不動産価格 本則20/1000→3/1000 <b>(既存住宅)</b> 第42条第1項	1. 取得原因が売買又は競落のもの	・登記事項証明書
	2. 個人が居住のするために取得し、 取得後1年以内の住宅用家屋	・売買契約書、売渡証書(競落の場合、代金納付期限 通知書等)
	3. その家屋を取得した個人が居住 の用に供すること	・住民票の写し
	4. 延床面積が50㎡以上のもの (専用住宅に必要な別棟の付属車 庫・物置等の面積を含む)	(未入居:住民票が異動されていない場合) ・ <b>申立書 ※注3</b>
	5. 店舗等を含む併用住宅の場合 自己の居住部分が9割以上のもの	
	6. 区分家屋の場合は、耐火又は 準耐火構造	
	7. 築後経過年数(建築後20年以内) ※20年超25年以内の家屋について 構造が耐火建築物であれば可(石造 ・レンガ造・CB造・鉄骨造・鉄筋C造 ・鉄骨鉄筋C造)	→(耐火建築物以外:建築後20年超、耐火建築物:建 築後25年を超える場合) ・耐震基準適合証明書(家屋の取得の日前2年以内 に調査が終了し発行されたもの又は評価されたもの)
<b>(抵当権設定)</b> 租税特別措置法第74条 課税標準額＝債権金額 本則4/1000→1/1000 第42条の2項→申請書区分 (新築住宅・未使用住宅:第41条) (既存住宅:第42条第1項)		・上記書類のほか  ・抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のため であることを確認できる書類 金銭消費貸借契約書、当該貸付等に係る債務の保 証契約書、登記原因証明情報(抵当権の被担保債権 が当該住宅の取得等のためであるものであること について明らかな記載があるもの)

※注1:建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類。

※注2:住民票の写しの添付がない場合、電算、住民情報システムの住民記録(住民基本台帳)での異動確認も可とする。

※注3:転勤等による単身赴任が想定されるので、転勤先の住民票に加えて転勤先の住居に係る契約書を添付。